中野区教育委員会会議録 平成19年第2回臨時会

○開会日 平成19年3月30日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前10時02分

○閉 会 午前10時35分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長 山 田 正 興 中野区教育委員会委員長職務代理者 高 木 明 郎 中野区教育委員会委員 大 島 やよい 中野区教育委員会委員 飛鳥馬 健 次 中野区教育委員会教育長 菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長竹 内 沖 司教育経営担当課長小谷松 弘 市教育改革担当課長相 澤 明 郎学校教育担当参事大 沼 弘指導室長入 野 貴美子生涯学習担当参事村 木 誠中央図書館長倉 光 美穂子

○書記

 教育経営分野
 松 島 和 宏

 教育経営分野
 吉 田 真 美

○会議録署名委員

 委員長
 山 田 正 興

 委員
 飛鳥馬 健 次

○議事日程

日程第1 中野区教育委員会委員の議席の決定について

日程第2 中野区教育委員会委員長職務代理者の指定について

日程第3 第12号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を 改正する規則

第13号議案 中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規

則の一部を改正する規則

第14号議案 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改

正する規則

第15号議案 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改

正する規則

第16号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのでき

る場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

日程第4 第17号議案 中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等

に係る事務の委任に関する規則及び中野区立学校教科用図書

の採択に関する規則の一部を改正する規則

午前10時02分開会

山田委員長

皆様、おはようございます。それでは、教育委員会第2回臨時会を開会いたします。 本日の出席状況でございますが、指導室長の入野室長、少し遅れての出席の予定でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

私が委員長に就任しまして初めての会議ですので、この場をお借りしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

学校の再編問題ですとか教育ビジョン実行プログラムですとか、いろいろなことが山積をしている教育委員会でありますけれども、常に子どもたちの視点に立って、また生涯教育の視点から、今、中野区の教育委員会でしなければいけないこと、できることに対して十分に協議をして進めさせていただきたいと思います。非常に不慣れでございますので何かと不手際があるかと思いますけれども、委員の皆さん方のご指導、ご協力、また事務局の皆さん方のご協力のもとでやっていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

日程に入る前に、3月 18 日付で大島やよい委員が新たに教育委員会委員に任命されました。本日が最初の教育委員会となりますので、ここで一言、ごあいさつをお願いいたします。

では、大島委員、よろしくお願いします。

大島委員

このたび教育委員に就任させていただきました、大島やよいでございます。

私は、自慢じゃないんですが、中野区民歴は大変長いです。人生の大半を中野区で過ごしているという状況でして、中野区立第五中学校を卒業いたしました。弁護士をして、もう 25 年以上たちます。事務所は神田にございます。教育のほうにつきましては全く素人でございます。今、一から勉強をさせていただいているというところでございますので、まことに心もとないんではございますけれども、ただ、個人的には中学生の娘がおります

ので、まさに教育というのは自分の問題でもあるという身近な問題でございますし、そういう保護者としての視点というところからのいろんな問題の見方もできますし、それから弁護士という立場で何か、そういう視点でのお役に立つことがあるかもしれないというふうにも思っております。いずれにしましても、慣れ親しんだ中野の教育がよくなるようにと願う思いはとても熱いものがございますので、皆さんのご指導を受けながら、少しでもお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

山田委員長

ありがとうございました。

それでは、日程に入ります。日程第1、中野区教育委員会委員の議席の決定についてを 上程いたします。

委員の議席については、中野区教育委員会会議規則第4条の規定により委員長が指定することになっています。

ただいま着席している議席を、それぞれの委員の議席として指定いたします。よろしく お願いいたします。

日程第2、中野区教育委員会委員長職務代理者の指定についてを上程いたします。

3月17日に、委員長職務代理者第2順位の大塚委員が任期を満了され、退任されました。本日の臨時会で第2順位の委員長職務代理の指定をしたいと思います。

委員長職務代理者の指定につきましては、中野区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき指名推薦の方法により行いたいと思います。委員の方から推薦のご発言はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

ご発言がないようですので、私から推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

それでは、大島委員を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

ご異議ございませんので、大島委員を第2順位の委員長職務代理者に指定をいたします。 よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第3、第12号議案から第16号議案まで、計5件を一括して上程いた します。

議案の説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、ただいま上程されました第 12 号議案から第 16 号議案まで、5 件でございますが、順次ご説明をさせていただきたいと思います。

なお、今回改正をお願いしております、この5件の規則でございますが、それぞれ幼稚園教育職員の給与に関する条例、並びに勤務時間、休日、休暇等に関する条例が改正をされました。これらにつきましては、昨年の12月、今年の1月及び2月と、それぞれ当教

育委員会におきましてご審議いただき、議決をいただいたものです。その後、区議会におきましても、条例といたしまして議決をされました。それぞれ、4月1日あるいは6月1日から施行が予定されてございます。今回は、その条例の改正に伴いまして、関係する規則をきちんと整備をするというものでございます。

それでは、まず第 12 号議案でございます。中野区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

提案理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、幼稚園教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴います関係規定の整備ということでございますが、これは、管理職手当の支給を、これまでの定率から定額支給に改めるということに伴う規定の整備でございます。議案に添付されてございます新旧対照表を使ってご説明申し上げたいと思います。

まず、2条でございます。改正案の管理職手当の支給を受ける者の「範囲及び額」は別表に定めるとおりとございます。現行のところに、「及び額」というものを入れてございますが、これにつきましては、現行の2項をごらんいただきたいと思います。第2条2項でございますが、ここに「前項の職員に支給する」――前項の職員というのは管理職でございますが、「管理職手当の額は、その者につき定められている給料月額に別表に定める支給割合を乗じて得た額とする。」と。要するに、現行は定率で支給をされるということになっております。例えば、具体的に言えば、現行、給料が30万円で支給割合が10%とすれば、給料月額に10%を掛けて3万円というのが管理職手当と、そういう支給。定率の支給というのが現行の支給額になってございますが、それを、先ほど申しましたとおり定額の支給に改める。つまり、何万何千円というような形で具体的に金額を指定して支給するというような形に改めるということで、この改正案のところの「及び額は」というふうに、その額を、これは「後ほど別表に出てまいりますが」という形に改めるというものでございます。

それから、第2条の2項でございますが、これは、この手当が定額化されたことによりまして、再任用の短時間勤務の職員について、これは勤務時間に応じた額による手当額とする規定を、この2項に設けるものでございます。これは、現行のところの3項のところにその旨が書かれてございますが、これを整理して改正案の2項のほうに書き改めるというものでございます。

それから、第4条につきましては文言修正ということで、表記の変更を行ってございます。

その下の別表、ただいま申しました2条関係の別表のところでございますが、現行のところでは定率支給でございますので、その支給割合を規定してございますが、これが定額の支給に変わりますので、改正のところでは、それぞれ園長、教頭職につきまして、このような形で額を規定するということになってございます。

なお、この規則につきましては、施行は4月1日からとなってございます。

なお、その次に経過措置ということがございます。この経過措置につきましては、このような形で定率支給から定額支給に変わるわけでございますが、その急激な変化と申しますか、それを、19年度につきましては一定の緩和措置を設けると。どのようなことかと申

しますと、具体的にちょっとお話ししたいと思いますが、例えば、今、期末手当で 50 万円もらっている比較的若手の園長がいたとする。それが定額支給になって、ベテランの園長も若手の園長も、今度一律全部 60 万円ということにした場合、19 年度に限っては、その差額分、改正後の 60 万円と改正前の 50 万円、その差額の 10 万円があった場合、その2分の1、したがって5万円、これを19 年度は上乗せでやりますよ、と。要するに55万円を上げますよ、と。逆の立場で言えば、ベテランの園長の場合ですと、今まで60 万円もらっていたのが逆に50万円に、定額になったことによって減る可能性の職員もいるわけでございます。その場合は、その差額分、10万円なら10万円の差額分のうちの5万円について、要するに改正前だと60万円もらっていたのが改正後は50万円になる。しかし19年については5万円分を補償して、50万円になるところを55万円の支給にするというような、そういった形での経過措置ということで、これは19年度に限った措置でございますが、これを一年間置くという内容でございます。

続きまして、13 号議案の方に移らせていただきます。中野区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましても、同様、幼稚園の教育職員の給与に関する条例が一部改正されたことに伴います関係規定の整備でございます。これも同様に、定率から定額に改めたことに伴います規定の整備を行うというものでございますが、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。

ここの第2条のところに変更がございます。現行のところには、支給割合に応じた区分ということで、この管理職員特別勤務手当について 100 分の 20 を、または 100 分の 13 というような表記になってございますが、定率支給ということがなくなりますので、改正案のところにはっきりと「職名」という形で「園長」、「教頭」というふうに規定を改めるというものでございます。この定率化から定額化に伴いまして現行の支給割合の区分が使えなくなるということがございますので、職による支給区分に改めるというものでございます。

なお、これにつきましても施行は4月1日としてございます。

続きまして 14 号議案のほうでございます。こちらのほうは、中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

やはり、提案理由につきましては、給与条例が改正されたことに伴います関係規定の整備でございます。これにつきましては、期末手当の支給につきまして職務の職責に応じた職務段階加算に改めたことに伴います規定の整備と、それとまたあわせて所要の規定の整備を行うというものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。まず、第5条のところ、2項を今回改正いたしますが、ここのところ、現行のところ第1号のところに、第2条第1項4号に掲げる職員というふうになってございますが、これに、改正案のところに第5号ということが含まれてございます。これはこの期末手当を支給するに当たってその在籍期間の計算があるわけですが、その中で、その期間に換算といいますか加えないよというものとしての規定なんですけれども、現行の4号と申しますのは懲戒処分によって停職を受けた職員なんですけれども、それに加えまして職員団体の専従休職、これが第5号に当たります、

改正の第5号。職員団体の専従休職者につきましても、この除算する期間に追加するとい うのが、今回のこの改正の中身でございます。

次に、第 11 条の2項でございます。これは表記を改めてございます。文言の修正というところでございます。

それから、別表の第2、11号関係というところがございます。ここが職務段階加算の割合を改正する部分でございます。これまでの職務段階加算は 100分の 10 と 100分の5 という2段階でございましたが、それが改正案にございますとおり、100分の12、10、7、5 というふうに、園長、教頭、また園長・教頭以外の教諭または養護職員の職にある者については、それをさらに2段階に分けまして、都合、現行の2段階加算から4段階加算に改めると、そういう規定をここに別表として整備を図るものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則につきましては4月1日からの施行とすることと してございます。

また、経過措置でございますけれども、この改正に伴いまして加算額の支給割合が変わるわけでございますが、平成 19 年度と 20 年度の 2 カ年につきまして経過措置を置くということとしてございます。今度、新たに、例えば園長職にある者につきましては、この職務段階加算が 12%というふうに本則で決められているわけでございますが、現行の 10%から 12%というふうに引き上げがございますけれども、ただ一気にそこまでいかないで、その表のところにございますとおり、19 年度については 100 分の 11、11%でございます。また、20 年度につきましても 100 分の 11 ということで、本則の 12%に至るまで 2 カ年の経過措置を置いて順次引き上げると。割合、支給割合を変更していくということで。したがって本則の規定は平成 21 年度ということでございます。その経過措置を、この附則の中に置くというものでございます。

続きまして、第 15 号議案でございます。中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する 規則の一部を改正する規則でございます。

提案理由といたしましては、同じく教育職員の給与に関する条例の一部改正がされたことに伴う関係規定でございますが、この勤勉手当に関する規則の一部改正も、先ほど申しました 14 号議案の期末手当に関する規則の改正と全く同様でございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、第5条の2、2項のところに、先ほど申しました除算する期間という中で、第5号、職員団体の専従休職者を含めるということと、あと 11 号で文言の表記を改めるということと、それから別表のところ、これも先ほどご説明申し上げました2段階加算から4段階加算に改めるということ。また、附則におきまして経過措置を置くということ。いずれも、先ほどご説明申し上げました期末手当と全く同内容のものでございます。

それから、続きまして第 16 号議案でございます。中野区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正されたことに伴います関係規定の整備でございますが、具体的に申し上げますと、今回、この条例改正によりまして組合休暇が新たに新設をされました。そのことに伴います、この規則、関係規則ということでの内容の整備を図るというものでございます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうに、給与の減額を 免除することができる場合の基準を示す別表が示されてございます。この中に、7番、「職 員団体のための行為の制限の特例に関する条例、第2条」、現行のほうでございますが、「1 号に定める適法な交渉及びその準備を行う場合」とございますけれども、その「準備を行 う場合」というところを削除してございます。したがいまして、今後、給与の減額を免除 することができる場合ということにつきましては、この適法な交渉を行う者だけというこ とで、その前段階としての準備については、それを除くというような形になってございま す。このような形で、この別表のほうを整備して、規則のほうの改正を行うというもので ございます。

なお、こちらの規則につきましては、施行は6月1日からということとなってございます。

大変雑駁で申し訳ございませんでしたが、以上で12号議案から16号議案までのご説明とさせていただきます。

山田委員長

では、ただいまご説明いただきました 12 号から 16 号議案につきまして、質疑がありま したらお願いいたします。

高木委員

第 13 号議案で1点質問したいのですが、特別勤務手当に関する規則の一部改正という ことなんですが、この特別勤務手当というのは、どういう手当で、どういうふうに支給さ れるものなんでしょうか。ご説明をお願いします。

教育経営担当課長

管理職員特別勤務手当と申しますのは、管理職手当の支給を受ける職員——要するに管理職でございますけれども——が、臨時または緊急の必要、その他公務の運営の必要により、休日ですね、週休日または休日に勤務した場合は、当該職には管理職員特別勤務手当を支給する、と。要するに休日に勤務した場合の、その管理職に対する手当の支給というものでございます。

大島委員

16 号議案で、減額の免除のところで、準備行為を今度は削除したということなんですが、 これは何か理由があるんでしょうか。

教育経営担当課長

今回、いわゆる給与を受けながら職員団体のために業務を行うということにつきまして、これまでいろいろ整理を図ってきたという経過がございます。その中で、一定の整理を図りまして、地方公務員法に規定します適法な交渉、これを行う者については有給で、減額の免除を認めるということとなっていたわけですが、そのための準備についてということにつきましては、これはもちろん交渉の経過等々ございますけれども、その中で一定の整理を図って、ここの部分については削除をするというような形で関係の規定の整備を図ってきたというものでございます。

山田委員

私のほうからですけれども、例えば 12 号議案、管理職手当は定率から定額にするんで

すが、14号、15号の期末勤勉などは定率のままですね。何か、手当の中で定額があったり定率があったりするということについては、どのようなことでしょうか。

教育経営担当課長

これは手当の性質によるものということで、管理職手当につきまして、従来の場合ですと定率支給ということで、先ほどちょっと例示を挙げて申し上げましたけど、ベテランの園長先生と若手の園長先生の場合は、基礎となる給与月額が異なってございますので、それに一定の率を掛けるということであれば、当然、ベテランの園長先生のほうが若手の園長先生よりも管理職手当が多くもらえるということでありますけれども、職務の職責に応じた形での支給と、この管理職手当というのは非常にそういう性格を持っているものでございます。そういったようなことから、園長職にある者として同じ同額の管理職手当を支給するという形でございます。ただ、それに対しまして、期末勤勉手当と申しますのは、そういう職責に応じるというよりも、一定の職員の勤務実績に対して支給されるという手当の性質がございますので、そういったところから定率の形というふうになってございます。

飛鳥馬委員

今の件ですけれども、それは、幼稚園の園長さんというだけではなくて、行政職がそういうふうな定率から定額になっているという、そういうのと関係あるんですか。それはどうなんでしょうか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりでございます。行政職の職員につきましても、これは区長部局のほうで条例規則等管理してございますが、今回、同様な形での定率から定額支給というような形での改正が行われてございます。

山田委員長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

それでは、なければ、質疑を終結いたします。

それでは採決に移りますが、念のために申し上げます。上程中の第 12 号議案から第 16 号議案は、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定により特別区人事委員会の承認を得ることとされておりますが、平成 19 年 3 月 27 日付で特別区人事委員会の承認が得られていることを報告をいたします。

それでは、上程中の第 12 号議案から 16 号議案を一括して挙手の方法により採決したい と思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

それでは、ただいま上程中の第 12 号議案から 16 号議案までの計 5 件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

続きまして、日程第4、第17号議案、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則及び中野区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

第 17 号議案、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則及び中野区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則を上程させていただきます。

提案理由でございますが、このたび学校教育法及び市町村立学校職員給与負担法が一部 改正されたことに伴いまして、本区の関係規定を整備するものでございます。

裏面をごらんくださいませ。あわせて、新旧対照表をごらんいただければというふうに 思います。

中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部改正でございますが、新旧対照表にございますように、第1条の、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の一部でございます。第3条第13号中の「養護学校」という用語を、「特別支援学校」に改めるものでございます。

第2条でございます。

中野区立学校教科用図書の採択に関する規則でございますが、その規則中の第9条の見出し中「障害学級」を「特別支援学級」に改めまして、同条中の「障害学級」を「特別支援学級」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改めるものでございます。この規則の施行は、平成19年4月1日からでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

要するに、障害学級とか養護学校という今までの言葉を特別支援学級という言葉に改めたということだと思うんですけれど、これは法律の改正とかで、その法律のほうの言葉が変わったからということなんですか。

指導室長。

はい、そうでございます。学校教育法が改正されまして、中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則の根本になっております市町村立学校学校職員給与負担法も同様に用語が改正されておりますので、それによる改正ということでございます。

ちなみに、養護学校という言葉が特別支援学校になりますし、特殊学級という言葉が特別支援学級、障害学級という言葉は中野区独自でございますけれども、これは先日ご審議いただきましたところで、障害学級という言葉も特別支援学級に変えていくということになっておりますので、あわせて今回の教科用図書の採択の部分についても変えさせていた

だくということでございます。

山田委員長

ほかに質疑はございますか。

高木委員

新旧対照表の中で、第3条の(13)の文中に、「教職経験のある教員(11年時)」というのがあるんですけれど、これは何を意味するものか教えていただきたいんですが。

指導室長

教職経験が 11 年時に値する者は 10 年目研修という形をとられますので、その者に対する研修という形で書かれてございます。

山田委員長

そのほか、質疑はございますか。

4月1日に施行されます特別支援教育に考えての文言の修正ということでございますが、 よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決したいと思います。

ただいま上程中の第 17 号議案を、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、本日の日程を終了いたします。

これをもちまして、教育委員会第2回臨時会を閉じます。

午前10時35分閉会